

## 登録電気工事業の廃止の届出

電気工事業者が電気工事業を廃止した時は、廃止の日から30日以内に届出をしてください。

提出書類	廃止
電気工事業廃止届出書（様式第12）	◎
登録証（原本）	◎
誓約書	上記登録証を紛失した場合

◎印の書類が必要です。

各提出書類においては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合は、署名は必ず本人が自署してください。

様式第12（第8条）

電気工事業廃止届出書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名  
連絡先Tel

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 和歌山県知事登録第 号

2 事業を廃止した年月日

3 事業を廃止した理由

- 
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。